

久居駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

連番号	件名	納場	納入（履行）所	納期（履行）期	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせ の日時	防衛省競争 参加資格	備考
1	久居（7）ボイラー等性能検査		久居駐業管理科	R7.10.31	R7.7.29	R7.8.5 08:30	R7.8.5 09:00		

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒514-1118
 住所三重県津市久居新町975
 契約機関名（担当）第337会計隊（坂本）
 電話番号（内線）059-255-3133（内429）

見 積 書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

見積金額¥

(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
久居（7）ボイラー等性能検査	仕様書のとおり	セット	1		
	以下余白				
納入（履行）場所	久居駐業管理科	納 期	7.10.31		
契約保証金	(免除)	入札（見積）書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

内訳書の添付をお願いいたします。（様式は貴社様式）

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊久居駐屯地
第337会計隊長 藤田 亮 殿

住所
会社名
代表者名
担当者名
担当者連絡先

市場価格調書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

見積金額¥

(消費税及び地方税を含まない。)

品名	規格	単位	数量	単価	金額
久居(7)ボイラー等性能検査	仕様書のとおり	セット	1		
	以下余白				
納入(履行)場所	久居駐業管理科	納期	7.10.31		
契約保証金	(免除)	入札(見積)書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

市場価格調書提出期限：R7.8.4 17:00

内訳書の添付をお願いいたします。(様式は貴社様式)

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊久居駐屯地

第337会計隊長 藤田 亮 殿

住所

会社名







代表者名

担当者名

担当者連絡先

久居（7）ボイラー等性能検査

陸上自衛隊久居駐屯地業務隊

作業名称	久居（7）ボイラー等性能検査				
図面名称	表紙				
業務隊長	管理科長	営繕班長	ボイラー係長	工事企画	施設管理
					
陸上自衛隊久居駐屯地業務隊管理科営繕班					

仕 様 書

- 1 件 名 : 久居(7)ボイラー等性能検査
- 2 作業期間 : 契約締結日 ~ 令和7年10月31日
- 3 作業予定日: 令和7年9月25日(木)
- 4 場 所 : 三重県津市久居新町975 (陸上自衛隊久居駐屯地)
- 5 概 要 : ボイラー及び第1種圧力容器の性能検査の実施

対象機器

No.	区 分	種 類	伝熱面積(m ²)	内容積(m ³) 管 側	内容積(m ³) 胴 側
1	ボイラー	炉筒煙管式	45.1		
2	第1種圧力容器	ストレージタンク		0.075	4.491
3	第1種圧力容器	ストレージタンク		0.046	2.583
4	第1種圧力容器	ストレージタンク		0.015	0.588
5	第1種圧力容器	熱交換器		0.078	0.035
10	第1種圧力容器	ストレージタンク		0.032	1.644

6 特記事項

- (1) 本検査は、ボイラー及び圧力機安全規則に基づき実施すること。
- (2) 検査終了後、検査結果報告書を提出すること。

7 その他

- (1) 本仕様書の不明な事項、また疑義が生じた場合、監督官と協議し記載なき事項でも必要な作業については請負者の責任において良心的に実施すること。
- (2) 作業中、他の施設等に損傷を与えないよう十分注意すること。